

指名停止措置等に係る建設工事等契約締結基準

(趣旨)

第1条 この基準は、神崎市が発注する建設工事並びに建設工事に関する調査、測量及び設計業務（以下「発注工事等」という。）の契約締結にあたり、契約の相手方として不適当である者との契約締結を規制するために必要な事項を定めるものとする。

(契約の非締結等)

第2条 契約の相手方となるべき者（共同企業体の構成員を含む。）が、契約締結の日までに神崎市から指名停止措置等を受けた場合は、当該契約を締結しないこととする。

2 議会の議決を要する発注工事等の落札決定後に仮契約を締結した者（共同企業体の構成員を含む。）が、議会の議決日の前日までに神崎市から指名停止措置等を受けた場合は、当該仮契約を解除するものとする。

(事前告知)

第3条 前条の規定により契約締結を規制することについては、神崎市財務規則（平成18年規則第42号。以下「規則」という。）第88条に規定する公告又は規則第100条に規定する通知を行う際に告知するものとする。

(通知)

第4条 第2条の規定により契約を締結しない又は解除することとなった場合は、様式1又は様式2により相手方に通知するものとする。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

(様式1)

第 号
令和 年 月 日

所在地

商号又は名称

代表者氏名 様

神埼市長 印

契約の非締結について（通知）

下記工事（業務）について、貴社が指名停止措置等に係る契約締結基準第2条に該当すると認めたので、同条及び第4条の規定により契約の非締結を通知します。

記

1 工事（業務）名称

2 契約予定金額

3 非締結の理由

(様式2)

第 号
令和 年 月 日

所在地
商号又は名称
代表者氏名 様

神埼市長 印

工事請負仮契約解除について（通知）

平成 年 月 日付で、貴社と仮契約を締結した下記工事について、工事請負仮契約書の規定により当該仮契約を解除します。

記

- 1 工事名称 ○ ○ ○ 工事
- 2 契約金額 ￥○ ○ ○ 円
- 3 工 期 自 議決日の翌日
至 令和 年 月 日